福岡市街頭防犯カメラ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福岡市街頭防犯カメラ補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和４４年福岡市規則第３５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　補助金は、地域における安全確保や街頭犯罪の抑止等に資する街頭防犯カメラ（不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影範囲とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。）の設置及び維持管理に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、もって犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（１）　自治協議会

（２）　自治会・町内会

（３）　その他市長が認める団体

（暴力団の排除）

第４条　市長は、福岡市暴力団排除条例（平成２２年福岡市条例第３０号。以下、「暴排条例」という。）第６条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

２　市長は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（１）　暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

（２）　暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

３　市長は補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

４　市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

（１）　設置事業

ア　防犯カメラ、録画装置等の機器及び自立柱等の購入費用並びに設置工事費用

イ　防犯カメラの撮影を示す看板設置費用

（２）　維持管理事業

申請者が電力会社と「定額電灯（小型機器）」の契約種別で契約している防犯カメラの維持管理費用（電気料金の支払いを含む）

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　設置事業にかかる補助金（以下「設置費補助金」という。）の額

設置費補助金の額は、ア・イに掲げる額（イに掲げる額にあっては、当該補助事業について福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱に基づく福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定があった場合に限る。）を合計した額とし、予算の範囲内で交付する。

ア　補助対象となる経費の額の４分の３以内の額とし、自立柱を建設のうえ、録画装置を有する防犯カメラ又は、録画装置を有しない防犯カメラ及び録画装置を設置する場合は、１台につき

２５０，０００円を限度とし、それ以外の場合は、１台につき２００，０００円を限度とする。ただし、同一の録画装置に複数の防犯カメラを接続する場合は、２台目以降については、１台につき１００，０００円を限度とする。また、録画装置を有しない防犯カメラのみもしくは録画装置のみを設置する場合は、各１台につき１００，０００円を限度とする。

イ　県補助金の額

ウ　設置費補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

エ　補助申請台数は、同一年度において、防犯カメラ及び録画装置各４台を限度とする。ただし、録画装置を有する防犯カメラを設置する場合は、１台につき防犯カメラ、録画装置それぞれ１台とみなす。

（２）　維持管理事業にかかる補助金（以下「維持管理費補助金」という。）の額

別表に掲げる維持管理費補助金単価に、年度当初時点において申請者が維持管理している防犯カメラの数を乗じて得た額とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　申請者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

（１）　設置費補助金

ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（設置費補助金）（様式第１号）

イ　３業者からの設置費用見積書

ウ　設置箇所及び撮影範囲を明記した図面

エ　設置する防犯カメラ、録画装置の概要が分かるカタログ等

オ　設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類

カ　団体規約及び役員名簿

キ　その他市長が指示する書類

（２）　維持管理費補助金

ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（維持管理費補助金）（様式第２号）

イ　電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し

ウ　設置箇所及び撮影範囲を明記した図面

エ　維持管理している防犯カメラの現況写真

オ　団体規約及び役員名簿

カ　その他市長が指示する書類

（設置費補助金の交付の内示）

第８条　市長は、前条第１項第１号の申請があったときは警察等との関係機関と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付内示書（様式第３号）により申請者に通知しなければならない。ただし、前条第１項第１号オの書類が提出されている場合は、本条の内示手続きを省略することができる。

２　申請者は、前項の通知後、事業内容を変更する場合においては、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付（内示）変更申請書（設置費補助金）（様式第４号）及びその他市長が指示する書類を市長に提出し、承認を受けること。

（設置場所が私有地でない場合の書類の提出）

第９条　申請者は、第７条第１項第１号オに規定する書類について、カメラを設置する場所が公道、公園等、私有地でない場合には、第８条による内示後に、その管理者の定める諸手続きにより許可が得られていることを証する書類を市長にすみやかに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第１０条　市長は、第７条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付決定通知書（設

置費補助金）（様式第５号）または福岡市街頭防犯カメラ補助金交付決定通知書（維持管理費補助金）（様式第６号）により申請者に通知しなければならない。

２　市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第１１条　市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件をつけるものとする。

（１）　別に定める福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱を遵守すること。

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。

（３）　次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

①暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

②法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

③暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（維持管理費補助金の交付時期）

第１２条　維持管理費補助金は、審査を行った上で、交付すべき額を概算払いで交付するものとする。

（事業内容の変更）

第１３条　申請者は、第１０条第１項の通知後、事業内容を変更しようとする場合においては、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める必要書類を市長にすみやかに提出しなければならない。

（１）　設置費補助金

ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金交付（内示）変更申請書（設置費補助金）（様式第４号）

イ　その他市長が指示する書類

（２）　維持管理費補助金

ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書（維持管理費補助金）（様式第７号）

イ　その他市長が指示する書類

２　市長は、前項の場合において変更を認めるときは、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更決定通知書（設置費補助金）（様式第８号）または福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更決定通知書（維持管理費補助金）（様式第９号）により申請者に通知しなければならない。

（設置事業の中止又は廃止）

第１４条　申請者は、設置事業を中止し、又は廃止しようとするときは、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請取下書（設置費補助金）（様式第 10 号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　第１０条第１項の通知後、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（防犯カメラの処分の制限及び関係書類の整備）

第１５条　補助事業者は、設置費補助金により設置した防犯カメラの処分を制限され、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。制限する期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表１を準用する。

２　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後５年間保管しておかなければならない。

３　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（実績報告）
第１６条　補助事業者は、事業が完了したときは、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める必要書類を市長に提出しなければならない。
（１）　設置費補助金
　ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（設置費補助金）（様式第 11 号）
　イ　設置した防犯カメラにより撮影された画像
　ウ　設置後の現況写真
　エ　領収書又は請求書の写し（請求書の写しによる場合は、設置費補助金の交付を受けた日から起算して３０日以内に領収書の写しを提出するものとする）
　オ　その他市長が指示する書類
（２）　維持管理費補助金
　ア　福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（維持管理費補助金）（様式第 12 号）
　イ　その他市長が指示する書類

（補助金の額の確定等）
第１７条　市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市街頭防犯カメラ補助金確定通知書（設置費補助金）（様式第 13 号）または福岡市街頭防犯カメラ補助金確定通知書（維持管理費補助金）（様式第 14 号）により補助事業者に通知しなければならない。

（その他）
第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
（平成２９年度事業の実施に関する特例）
２　第８条に規定する補助金の交付の申請を行おうとする者は、平成 28 年度中に、この要綱による改正前の事前協議申請書を提出し、予算の範囲内で希望台数を設置できなかった団体に限る。
附　則
（施行期日等）
１　この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。
２　第８条第２項についての適用日は、平成２９年６月１日とする。
（経過措置）
３　この要綱の改正前の第８条に規定する補助金の交付の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

（平成２９年度事業の実施に関する特例）
４　市長は、必要と認める場合は、第８条第２項の規定によらず、第９条の交付の申請を受付け、第１２条に定める補助金の交付を決定するものとする。
５　第９条第２項に規定する受付期間については、所要の調整を行えるものとする。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
（期間）
この要綱は、平成３３年３月３１日をもって廃止する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（期間）
この要綱は、令和７年３月３１日をもって廃止する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
（期間）
この要綱は、令和７年３月３１日をもって廃止する。
（施行期日）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
（期間）
この要綱は、令和７年３月３１日をもって廃止する。
（施行期日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
（期間）
この要綱は、令和１１年３月３１日をもって廃止する。
（施行期日）
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表　維持管理費補助金単価

補助金単価
3,000 円

備考
１　維持管理費補助金の交付対象は、当該年度の４月１日時点において申請者が維持管理している防犯カメラとし、その証として電力会社等の４月分若しくは５月分の請求書又は領収書の写しを書類に添付する。
２　電力会社等の４月分若しくは５月分の請求書又は領収書を紛失した場合は、６月分以降の請求書又は領収書の写しを申請書類に添付することでこれに代えることができる。

（様式第１号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（設置費補助金）

（あて先）福 岡 市 長

申 請 日	令和　　年　　月　　日

団　体　名				校区
団体所在地	福岡市　　区			
フリガナ				生 年 月 日
代表者氏名				年　　月　　日
住　　所	福岡市　　区			
電 話 番 号	自宅		携帯	
団体担当者（会長以外の場合）	氏名		連絡先	

福岡市街頭防犯カメラ補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業実施期間　＿＿＿＿＿＿＿＿　～　＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 補助申請台数

防犯カメラ（録画機能無）	＿＿＿＿	台	録画装置（レコーダー）	＿＿＿＿	台
防犯カメラ（録画機能有）	＿＿＿＿	台	自立柱（ポール）	＿＿＿＿	本

3. 設置区分　＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 資金計画

収入		支出	
項目	予算	項目	予算
自己資金		街頭防犯カメラ設置費用	
市補助金			
合計		合計	

5. 補助事業の目的及び内容

地域における街頭犯罪の抑止や子どもの安全確保を図るため、防犯カメラを設置し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与するために事業を行います。

6. 防犯カメラの設置が団体の総会等で決定した日・場所

決定日　＿＿＿＿＿＿＿＿　　場所　＿＿＿＿＿＿＿＿

7. 管理運用規程策定日　※申請前に策定が必要です

＿＿＿＿＿＿＿＿

8. 管理運用責任者及び操作取扱者氏名

管理運用責任者　　操作取扱者

＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第１号）

9．事業計画

団体名

（該当項目に☑）

地図番号	設置区分	設置場所住所（目印になる建物名を記入）	設置機器	設置方法	※既設柱に設置する場合 ☑
①	□ 新設 □ 取替		□ カメラ（録画機能有）	□ 既設柱	□ 九電柱 番号（ ）
			□ カメラ（録画機能無）	□ 建 柱	□ NTT柱 番号（ ）
		□ 道路 □ 民有地 □ その他（ ）	□ 録画装置（レコーダー）	□ その他（ ）	□ その他（ ）
②	□ 新設 □ 取替		□ カメラ（録画機能有）	□ 既設柱	□ 九電柱 番号（ ）
			□ カメラ（録画機能無）	□ 建 柱	□ NTT柱 番号（ ）
		□ 道路 □ 民有地 □ その他（ ）	□ 録画装置（レコーダー）	□ その他（ ）	□ その他（ ）
③	□ 新設 □ 取替		□ カメラ（録画機能有）	□ 既設柱	□ 九電柱 番号（ ）
			□ カメラ（録画機能無）	□ 建 柱	□ NTT柱 番号（ ）
		□ 道路 □ 民有地 □ その他（ ）	□ 録画装置（レコーダー）	□ その他（ ）	□ その他（ ）
④	□ 新設 □ 取替		□ カメラ（録画機能有）	□ 既設柱	□ 九電柱 番号（ ）
			□ カメラ（録画機能無）	□ 建 柱	□ NTT柱 番号（ ）
		□ 道路 □ 民有地 □ その他（ ）	□ 録画装置（レコーダー）	□ その他（ ）	□ その他（ ）

・公道等の公共空間を撮影すること

10．関係書類

（1）三業者からの設置費用見積書
（2）設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
（3）設置する防犯カメラ、録画装置の概要がわかるカタログ等
（4）設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることがわかる書類
（5）団体規約・役員名簿
（6）その他市長が指示する書類

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため警察への照会確認に使用することに同意します。
また、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことに同意します。

（様式第２号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（維持管理費補助金）

（あて先）福 岡 市 長

申 請 日	令和　　年　　月　　日

団　体　名				校区
団体所在地	福岡市　　区			
フリガナ				生 年 月 日
代表者氏名				年　　月　　日
住　　所	福岡市　　区			
電 話 番 号	自宅		携帯	
団体担当者（会長以外の場合）	氏名		連絡先	

福岡市街頭防犯カメラ補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、 関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の実施にあたっては、貴市からの補助金を活用しており、円滑な運営が図れるよう、補助金の交付決定に際しましては、全額前払いにてご措置いただきますようお願い申し上げます。

記

１．補助事業執行に関する収支・事業計画

	防犯カメラ設置台数	補助単価	補助額　合計（設置台数×補助単価）	
補助金交付申請額	台	3,000　円		円
防犯カメラ月額電気料金（4月又は5月分）	※電力会社の領収書・請求書を見て記入			円
年間電気料金見込み額（月額×12か月）				円
団体負担見込み額				円

２．補助事業の目的及び内容

地域における街頭犯罪の抑止や子どもの安全確保を図るため、防犯カメラを維持管理し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与するために事業を行います。

３．関係書類

（１）電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し
（２）設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
（３）維持管理している防犯カメラの現況写真
（４）団体規約・役員名簿
（５）その他市長が指示する書類

４．管理運用規程策定日　※申請前に策定が必要です

＿＿＿＿＿＿＿＿

５．管理運用責任者及び操作取扱者氏名

管理運用責任者　　操作取扱者

＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため警察への照会確認に使用することに同意します。

また、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことに同意します。

（様式第３号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付内示書

第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

　　年　　月　　日付をもって申請のあった福岡市街頭防犯カメラ補助金について、下記のとおり内示します。

記

１　　補助内示台数　　台

（様式第４号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付（内示）変更申請書（設置費補助金）

申請日　令和　　年　　月　　日

（あて先）福 岡 市 長

団体名				
団体所在地	福岡市　　区			
代表者氏名				
代表者住所	福岡市　　区			
電話番号	自宅		携帯	

令和　　年　　月　　日付　　第　　号で補助金の交付決定（内示）の通知を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

		当初	変更後
１．変更内容	補助台数		
	設置費用		
	補助申請金額		
	団体負担額		
２．変更理由 変更理由を具体的に記入してください			
３．変更内容について団体の総会等で決定した日			
４．添付書類	（１）変更後の業者からの設置費用見積書 （２）変更後の設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 （３）変更後の事業計画 （４）その他市長が指示する書類		

（様式第５号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付決定通知書（設置費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

年　　月　　日付をもって申請のあった福岡市街頭防犯カメラ補助金（設置費補助金）について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助決定台数　　カメラ　　台　　録画装置　　台

２　補助決定金額　　円

３　補助条件

（１）　別に定める福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱を遵守すること。
（２）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
（３）　次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
①福岡市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員
②法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
③福岡市暴力団排除条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（４）　その他福岡市補助金交付規則及び福岡市街頭防犯カメラ補助金交付要綱を遵守すること。

※　補助決定台数又は補助決定金額を変更しようとする場合においては、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書（設置費補助金）（様式第４号）を市長に提出し、承認を受けること。
※　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

（様式第６号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付決定通知書（維持管理費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

年　　月　　日付をもって申請のあった福岡市街頭防犯カメラ補助金（維持管理費補助金）について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助決定台数　　台

２　補助決定金額　　円

３　補助条件

（１）　別に定める福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱を遵守すること。
（２）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
（３）　次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
①福岡市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員
②法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
③福岡市暴力団排除条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（４）　その他福岡市補助金交付規則及び福岡市街頭防犯カメラ補助金交付要綱を遵守すること。

※　補助決定台数又は補助決定金額を変更しようとする場合においては、福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書（維持管理費補助金）（様式第７号）を市長に提出し、承認を受けること。
※　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

（様式第７号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書（維持管理費補助金）

申請日　令和　　年　　月　　日

（あて先）福 岡 市 長

団体名				
団体所在地	福岡市　　区			
代表者氏名				
代表者住所	福岡市　　区			
電話番号	自宅		携帯	

令和　　年　　月　　日付　　第　　号で補助金の交付決定の

通知を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

		当初	変更後
１．変更内容	補助台数		
	補助申請金額		
	団体負担額		
２．変更理由 変更理由を具体的に記入してください			
３．添付書類	（１）変更後の設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 （２）電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し （３）その他市長が指示する書類		

（様式第８号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更決定通知書（設置費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

年　　月　　日付をもって変更申請のあった福岡市街頭防犯カメラ補助金（設置費補助金）について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助変更決定台数　　カメラ　　台　　録画装置　　台

２　補助変更決定金額　　円

（様式第９号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更決定通知書（維持管理費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

年　　月　　日付をもって変更申請のあった福岡市街頭防犯カメラ補助金（維持管理費補助金）について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助変更決定台数　　台

２　補助変更決定金額　　円

（様式第10号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請取下書（設置費補助金）

申請日　令和　　年　　月　　日

（あて先）福 岡 市 長

団体名				
団体所在地	福岡市　　区			
代表者氏名				
代表者住所	福岡市　　区			
電話番号	自宅		携帯	

年　　月　　日付で提出した福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請ついては、下記の理由により実施しないので補助金交付の取下を申請します。

1. 補助申請（決定）台数 ＿＿＿＿＿＿ 台

2.補助申請（決定）金額 ＿＿＿＿＿＿ 円

3.取り下げ理由 （　　）

（様式第11号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（設置費補助金）

（あて先）福岡市長

申請日	令和　　年　　月　　日

団体名				
団体所在地	福岡市　　区			
フリガナ				
代表者氏名				
住所	福岡市　　区			
電話番号	自宅		携帯	

福岡市街頭防犯カメラ設置事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

1．事業実施期間　＿＿＿＿＿＿　～　＿＿＿＿＿＿

2．交付決定額　＿＿＿＿＿＿　円

3．交付決定台数　防犯カメラ（録画機能無）＿＿＿＿台　録画装置（レコーダー）＿＿＿＿台
防犯カメラ（録画機能有）＿＿＿＿台　自立柱（ポール）＿＿＿＿本

4．収支決算

収入			支出		
項目	予算	決算	項目	予算	決算
自己資金			街頭防犯カメラ設置費用		
市補助金					
合計			合計		

添付書類

○　設置した防犯カメラにより撮影された画像

○　設置後の現況写真

○　設置業者からの領収書又は請求書の写し
（請求書の写しの場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出すること）

○　請求書　兼　口座振替依頼書　　※福岡市へ補助金交付を求める請求書になります。

（様式第12号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（維持管理費補助金）

（あて先）福 岡 市 長

申 請 日	令和　　年　　月　　日

団　体　名				
団体所在地	福岡市　　区			
フリガナ				
代 表 者 氏 名				
住 所	福岡市　　区			
電 話 番 号	自宅		携帯	

福岡市街頭防犯カメラ維持管理事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

補助事業名	街頭防犯カメラ維持管理事業
補助事業の実施期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで
補助金の交付決定額と精算額	
補助金の交付決定額と精算額	円
補助金の既交付額	円
補助金の精算額	円

（様式第13号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金確定通知書（設置費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

　　年　　月　　日付福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（設置費補助金）により同事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1　補助確定台数　　カメラ　　台　　録画装置　　台

2　補助確定金額　　円

（様式第14号）

福岡市街頭防犯カメラ補助金確定通知書（維持管理費補助金）

（公印省略）
第　　号
年　　月　　日

様

福岡市長

年　　月　　日付福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（維持管理費補助金）により同事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助確定台数　　台

２　補助確定金額　　円